

# 那 霸 市 公 報

**第 1 5 4 5 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 告 示

平成 23 年 (2011 年) 2 月那霸市議会定例会の招集について (総務課) … 1018  
 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) …………… 1018

### 公 告

那霸市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について (区画整理課) …… 1020  
 平成 23 年度のエコマール那霸リサイクル棟維持管理業務委託及び草木の再生処理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について (クリーン推進課)  
 …………… 1020  
 住民票の職権消除の公示について (市民課) …………… 1022  
 那霸広域都市計画用途地域の変更  
 那霸広域都市計画地区計画の決定及び変更  
 那霸広域都市計画道路の変更 (都市計画課) …………… 1022  
 随意契約の公表について (クリーン推進課) …………… 1023

### 選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1025

### 監査委員公表

平成 22 年度後期定期監査の結果について (公表) …………… 1025  
 平成 22 年度定期監査 (工事監査) の結果に対する措置について (公表)  
 …………… 1061

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第 184 号**

平成 23 年 2 月 8 日

掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 23 年 2 月 15 日 (火)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

-----

**那覇市告示第 188 号**

平成 23 年 2 月 21 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

## 個人情報目的外利用等届出書

平成23年 2月17日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 宮平



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 172件
利 用 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年 2月 17日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成22年12月1日から、平成23年 1月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送日時 3、生年月日 4、発生場所 5、収容医療機関 6、受傷形態
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規程による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第 279 号**  
平成 23 年 2 月 18 日  
掲 示 済

**那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について**

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び那覇市契約規則第 21 条第 2 項により随意契約するので公表する。

那覇市広域都市計画事業  
真嘉比古島第二土地区画整理事業  
施行者 那覇市  
代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 物品等又は役務の名称及び数量契約内容  
那覇市真嘉比古島第二作業業務委託
- 2 契約相手方の決定方法または選定基準
  - ( 1 ) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
  - ( 2 ) 本市内に拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。
  - ( 3 ) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
  - ( 4 ) 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
- 3 申請方法  
見積書による。
- 4 契約担当課  
都市計画部 区画整理課

---

**那覇市公告第 280 号**  
平成 23 年 2 月 22 日  
掲 示 済

**平成 23 年度のエコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託及び草木の再生処理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について**

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 各業務委託「表 1」のとおり

## 2 申請書類の配布方法

平成 23 年 2 月 22 日から

那覇・南風原クリーンセンター管理棟 2 階 クリーン推進課 (南風原町字新川 650 番地) にて配布する。

## 3 受付期間

平成 23 年 2 月 22 日 (火) から平成 23 年 3 月 4 日 (火) (土日を除く)

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (正午から午後 1 時を除く)

## 4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課 環境施設グループ

電話 0 9 8 - 8 8 9 - 3 5 6 7

表 1 各業務委託の指名競争入札参加要件

委託番号	業務委託件名	指名競争入札参加資格要件
1	エコマール那覇 リサイクル棟 維持管理 業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営業実績が 2 年以上であること。</li> <li>(2) 市税を完納していること。</li> <li>(3) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。</li> <li>(4) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。</li> <li>(5) 業務執行において不誠実な行為がないこと。</li> <li>(6) 経営及び信用の状況が良好であること。</li> <li>(7) 作業員の制服制度があること。</li> <li>(8) 一般廃棄物技術管理者( 破碎・リサイクル技術管理者) 資格を有する者を配置できること</li> <li>(9) 機械保全技能士、第三種電気主任技術者、第一種電気工事士の何れかを有する者配置できること</li> <li>(10) 車両系建設機械技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者を配置できること。</li> </ul>
2	草木の再生処理 業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営業実績が 2 年以上であること。</li> <li>(2) 市税を完納していること。</li> <li>(3) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。</li> <li>(4) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。</li> <li>(5) 業務執行において不誠実な行為がないこと。</li> <li>(6) 経営及び信用の状況が良好であること。</li> <li>(7) 作業員の制服制度があること。</li> <li>(8) 草木の再生処理業務において県知事登録業者であること。</li> <li>(9) 一般廃棄物処分業の許可を受けていること。</li> </ul>

**那覇市公告第 281 号**

平成 23 年 2 月 22 日

掲 示 済

## 住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市公告第 282 号**

平成 23 年 2 月 25 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更  
那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更  
那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定及び変更したいので、同法第 17 条第 1 項の規定及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

## 1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画用途地域の変更  
石嶺福祉センター線沿道地区
- (2) 那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更  
那覇市石嶺北翔・福祉地区（変更）  
那覇市首里石嶺農住地区（変更）  
那覇市石嶺市営住宅地区（変更）  
那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区（決定）
- (3) 那覇広域都市計画道路の変更

- 3・4・那 88 号 真和志線
- 7・7・那 24 号 桜坂細街路

## 2 都市計画を定める土地の区域

### (1) 那覇広域都市計画用途地域の変更

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

### (2) 那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更

那覇市石嶺北翔・福祉地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

那覇市首里石嶺農住地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

那覇市石嶺市営住宅地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区 (決定)

那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

### (3) 那覇広域都市計画道路の変更

3・4・那 88 号 真和志線

那覇市松川 1 丁目の一部、松川 2 丁目の一部、松川 3 丁目の一部、繁多川  
1 丁目の一部、三原 2 丁目の一部

7・7・那 24 号 桜坂細街路

那覇市牧志 3 丁目の一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

## 4 都市計画の案の縦覧期間

平成 23 年 2 月 25 日 (金) から平成 23 年 3 月 11 日 (金) まで

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日は除く。)

那覇市公告第 297 号

平成 23 年 3 月 15 日

## 随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	平成 23 年度一般資源化物 (びん) 中間処理業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に搬入されるびんの不適物除去作業、びんの手選別作業を行う業務委託
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も額の低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・次女支援を展開し、同時に小規模作業所と連携、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体等であること。
申請方法	1 見積書 2 定款、又は寄付行為 3 収支報告書 (損益計算書等) 4 法人の従業者数、又は会員数がわかる書面等
契約担当課	環境部 クリーン推進課 電話 889 - 3567
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。



## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 48 号

平成 23 年 3 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	4,940 人
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	82,319 人
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	41,160 人

## 監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

平成 23 年 3 月 15 日

那覇市監査委員 慶 利光  
同 宮里 善博  
同 大浜 安史  
同 仲松 寛

平成 22 年度後期定期監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、総務部、企画財務部、健康福祉部、こどもみらい部、選挙管理委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

## 定期監査報告書

## 第 1 監査の対象 総務部

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画室、人事課  
管財課、新庁舎建設室

## 企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、行政経営課、税制課  
市民税課、資産税課、納税課

## 健康福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、ちゃーがんじゅう課  
保護管理課、保護第一課、保護第二課

## (健康保険局)

健康推進課、国保長寿医療課、特定健診課

## こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課  
選挙管理委員会事務局

## 第 2 監査の期間 平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 2 月 25 日まで

## 第 3 監査の方法 監査は平成 22 年度 (平成 22 年 11 月 30 日現在) における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

## 第 4 監査の結果 次のとおり

なお、共通の指摘事項等として次のことに留意されたい。

## 補助金の歳入調定について (注意事項)

補助金の歳入調定について、国又は県から交付決定額の通知があったにもかかわらず、補助金確定後に調定をすとの誤った解釈や失念等により、調定がされていない事例が見受けられる。

補助金の歳入調定については、規則等により調定の時期を補助金確定後に定めている場合を除き、一般的には交付決定通知があったときに調定を行うこととされていることから、当該通知があった場合は直ちに調定をしなければならない。

調定の遅れは債権管理及び資金収支計画に支障をきたすことから、適切な事務処理を行うよう注意されたい。

## 総務部

## 総務課

## 1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 3 人、主査 7 人、主任主事 3 人、主事 5 人、電話交換手 1 人の計 23 人である。その他、非常勤職員 10 人、臨時職員 3 人である。

## 2 主な所掌事務

総務課は、議会、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議、災害対策本部及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)文書及び公印、情報公開及び個人情報保護、条例、規則等の制定並びに解釈及び運用、中央行政機関等との連絡調整等、公平委員会に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部市町村会(492 万 8,000 円)、沖縄県市長会(341 万 2,000 円)、財団法人南部振興会(163 万 2,000 円)、全国市長会(142 万 4,000 円)、九州市長会(25 万 3,000 円)等である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、郵便料金後納分、全国公平委員会連合会会費、公平委員会委員費用弁償、全国公平委員会連合会九州支部総会等出席旅費及び出席負担金等である。

概算払による支払いは、全国市長会及び九州市長会参加及び随同行旅費、である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、不発弾処理に伴う防護壁構築及び調査業務委託(1,824 万 949 円)、防災情報システム統括保守サービス業務(448 万 3,500 円)、防災行政無線保守点検業務(220 万 5,000 円)、例規類集及び法令集のデータ更新等業務(169 万 500 円)、顧問弁護士料(105 万円)等である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、高速デジタル印刷機使用料(352 万 8,887 円)、デジタル M C A 無線システム賃貸借料(79 万 7,580 円)、共用複写機賃貸料及び使用料(73 万 7,702 円)、M C A 無線利用料(52 万 8,990 円)、デジタル印刷機賃貸借料(31 万 5,000 円)等である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、防災無線機修繕(34 万 5,817 円)、製本機・紙折機修繕料(7 万 2,450 円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

#### 6 指摘事項等

##### 防災マップの歳出予算計上について（注意事項）

役務費手数料(95万5,000円)は、平成 22 年度版防災マップ作成費用のため、印刷製本費へ全額を予算流用されている。

予算編成に当たっては、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

予算流用は、止むを得ない場合の例外的措置であるため、安易に流用で対応することがないように適切な予算計上に努められたい。

#### 秘書広報課

#### 1 職員の配置状況

秘書広報課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主査 3 人、主任主事 3 人、主事 1 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 4 人である。

#### 2 主な所掌事務

秘書広報課は、市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及、啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

##### (1) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは九州合唱コンクール出場報告に伴う激励金、急を要する慶弔・懇談会等に係る交際費、九州吹奏楽コンクール出場報告に伴う激励金、市政功労者表彰審査委員会報酬、興南高校野球部・第 92 回全国高等学校野球部選手権大会出場報告に伴う激励金、JICA ボランティア派遣に伴う激励金等である。

概算払による支払いは、プロ野球公式戦誘致活動旅費、平成 22 年度自衛隊記念日における防衛大臣感謝状贈呈式及び閲覧式旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民の友配布(976万8,591円)、インターネット運用業務(360万円)、市長専用運転業務(342万円)、声の広報業務(61万3,725円)等である。

##### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市長専用自動車の賃貸借料(84万4,200円)、タクシー使用料(38万8,130円)、ファクス賃借料(14万3,640円)である。これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 平和交流・男女参画室

### 1 職員の配置状況

平和交流・男女参画室の職員配置状況は、室長1人、主幹3人、主査3人、の計7人である。その他、非常勤職員8人である。

### 2 主な所掌事務

平和交流・男女参画室は、平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、基地問題、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和47年条約第2号)に基づく放棄請求権の補償関係事業、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整、なは女性センターに関する事務、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(11万9,000円)、那覇市国際交流市民の会(10万円)、うないフェスティバル実行委員会(8万円)、日本非核宣言自治体協議会(6万円)、沖縄地域留学生交流推進協議会(5万円)等である。

補助金の支出は、4.25 県民大会バス利用者参加促進補助金(29万3,500円)、旧那覇飛行場用地問題解決地主会及び旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会(36万円)である。

#### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇・福州児童生徒交流祭参加旅費(児童生徒・引率・通訳)、開発行為許可等申請手数料、「ハワイ親善交流の旅」参加団体への報償、女性センター非常勤報酬、サンビセンテ市職員受入に係る食糧費等である。

概算払による支払いは、那覇市・ホノルル市姉妹都市提携50周年記念「ハワイ親善交流の旅」、長崎青少年ピースフォーラム旅費、那覇・福州児童生徒交流祭参加旅費(職員)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇軍港跡地利用計画意向醸成活動の評価と組織化検討調査業務委託(375万9,000円)、長崎少年平和と友情の翼「交流事業の南部戦跡学習会他1件(34万813円)、4.25県民大会懸垂幕作成及び昇降機設置(26万2,500円)である。

##### (2) 工事及び設計委託について

工事及び設計委託契約は、(仮称)鏡水コミュニティセンター建設工事(1億6,916万5,500円)(仮称)鏡水コミュニティセンター建設工事業務委託工事監理(740万4,000円)である。

##### (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、サンビセンテ市職員交流職員宿泊施設借上料他1件(19万4,240円)、なは女性センター複写機賃借(20万1,600円)、複写機保守料他(7万5,815円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 土地について

地域振興施設(鏡水コミュニティーセンター)1,240.07㎡である。

##### (2) 構築物について

核兵器廃絶平和都市宣言の広告板、恒久平和のモニュメント(碑塔)、憲法9条の碑である。

##### (3) 山林について

日南市在の国有地(面積61,276㎡)上に、スギ11,160本、ヒノキ2,500本、イヌマキ外1,470本の立木を所有している。

##### (4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 指摘事項等

補助金の歳入調定について(注意事項)

共通の指摘事項を参照(大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助金)

#### 人事課

##### 1 職員の配置状況

人事課の職員配置状況は、参事兼課長1人、副参事3人、主幹5人、主査10人、主任主事4人、技師1人、主事2人の計26人である。その他、臨時職員1人である。

##### 2 主な所掌事務

人事課は、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償等、職員の安全及び衛生管理、職員の福利厚生、研修に関

する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金について

未収金は、扶養・期末手当もどし入金(現年度分)(72万7,412円)、諸手当もどし入金(現年度分)(161万9円)等である。

#### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本経営協会(5万円)(財)沖縄県社会保険協会(4万5,500円)、自治研修協議会九州部会(1,500円)への団体負担金等である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、職員採用候補者試験(幼稚園・保育士実技試験)問題作成専門委員報酬、特別職報酬等審議会委員報酬・費用弁償、職員採用試験協力者への食糧費、各月の手当追給分・還付金等である。

概算払いによる支払いは、九州都市安全衛生管理協議会への旅費、市町村職員中央研修所(専門実務研修・政策課題研修)及び全国市町村国際文化研修所(国際文化系研修・政策実務系研修)への旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、給与関係事務業務委託(2,334万1,000円)、人事給与システム運用保守業務委託(340万2,000円)、人事給与システム保守業務委託(227万9,208円)、職員採用候補者試験業務委託(170万1,840円)、産業医(内科)委託(75万6,000円)、産業医(精神科)委託(75万6,000円)等である。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、人事給与システムパッケージリース(1,497万8,880円)、内閣府派遣職員宿舍借上げ料(120万円)、複写機賃貸借(15万314円)、ファクシミリ賃貸借(11万3,400円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 建物について

建物は、職員福利厚生施設(厚生会館)614.62㎡である。

#### (2) 基金について

退職手当基金として19億9,149万7,673円である。

#### (3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについては、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

### 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 管財課

## 1 職員の配置状況

管財課の職員配置状況は、課長 1 人、室長 (副参事) 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 4 人、主事 4 人の計 16 人である。その他、非常勤職員 11 人、臨時職員 1 人である。

## 2 主な所掌事務

管財課は、財産の総括、普通財産、本庁舎・新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理、市有物件災害共済、所有者不明墓地、管理車両、物品の調達及び検収並びに不要品の売却、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定、土地開発公社、土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得並びに本市が取得した当該土地の管理及び処分の総合調整に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金について

未収金は、土地貸付収入の一般貸付分(3,772 万 5,267 円) 滞納繰越分(1,172 万 3,899 円) 土地売払収入(218 万 6,000 円) 株式配当金(44 万 5,689 円) 市管理地利用料金(25 万 4,591 円) 等である。

## (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会負担金(16 万 7,000 円) 那覇地区交通安全協会負担金(1 万 750 円) 甲種防火管理者講習受講料(1 万 8,000 円) 安全運転管理者受講料出席者負担金(8,400 円) 沖縄県都市管財事務協議会出席者負担金(5,000 円) 等である。

交付金の支出は、国有資産等所在市町村交付金(87 万 3,200 円) である。

## (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域再生協議会委員報酬及び費用弁償、沖縄県都市管財事務協議会出席負担金、那覇地区交通安全協会負担金等である。

概算払いによる支払いは、沖縄県都市管財事務協議会出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市役所本庁舎(仮庁舎)施設管理業務委託(1,597 万 500 円) 那覇市役所本庁舎(仮庁舎)警備・駐車場整理業務委託(1,522 万 5,000 円) 那覇市役所本庁舎(仮庁舎)清掃業務委託(945 万円) 新都心銘苅庁舎警備業務委託(1,197 万円) 新都心銘苅庁舎清掃業務委託(831 万 6,000 円) 新都心銘苅庁舎施設管理業務委託(467 万 2,500 円) 真和志庁舎警備保安業務委託(761 万 2,500 円) 真和志庁舎清掃業務委託(399 万円) 等である。

## (2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、新都心銘苅庁舎敷地内通路整備工事(2,254 万 7,700 円) 新都心銘苅庁舎敷地内通路設計業務委託(477 万 7,500 円) 真和志庁舎外壁補修工事(2,249 万 1,000 円) 等である。

## (3) 使用料及び賃借料の契約について



使用料及び賃借料の契約は、那覇市役所仮庁舎賃貸借(2億3,842万976円)、新都心銘苅庁舎賃貸借(1億2,121万998円)、喜納ビル賃貸借(600万円)、那覇市役所仮庁舎等電話交換機等設備賃貸借(271万4,040円)、県有地賃貸借(65万5,209円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、新都心銘苅庁舎空調室外機修繕(129万8,829円)、新都心銘苅庁舎5階休憩室修繕その他4件(77万9,970円)、真和志庁舎外壁等剝離修繕その他6件(73万5,105円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 土地、建物について

土地は、行政財産(銘苅庁舎・仮庁舎・真和志庁舎用地、駐車場)、普通財産(駐車場、下水道施設用地、下水道、道路、公共施設用地、墓地、学校用地、有償貸付、無償貸付、更地、残地・遊休地、のり地、袋地、崖地、軍用地、国道潰れ地、県道潰れ地、市道潰れ地、県道、市道、道路、河川敷、井戸・拝所、その他)として30万9,505.52㎡である。

建物は行政財産(真和志庁舎)及び普通財産(旧伝統工芸館、その他)として8,312.53㎡である。

(2) 基金について

土地開発公社経営健全化基金として1億4,909万413円である。

(3) 有価証券について

有価証券は、沖縄電力株式会社2億59万1,000円、株式会社琉球銀行3,453万1,000円、那覇空港貨物ターミナル株式会社2,000万円、日本トランスオーシャン航空株式会社1,495万4,000円、沖縄県離島海運振興株式会社1,000万円等である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月12日備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

光熱水費の削減について(要望事項)

市役所仮庁舎の電気料削減のため、デマンド監視業務委託(最大需要電力及び電力使用量の監視装置設置及び監視に関する業務の委託)を導入しており、毎月約40万円、年間で約480万円の削減効果が見込まれている。庁舎維持管理費については、今後とも一層の削減に努められたい。

新庁舎建設室

1 職員の配置状況

新庁舎建設室の職員配置状況は、室長1人、主査3人、主任主事1人、主任技師1人の計6人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

新庁舎建設室は、新庁舎の建設、庁舎の仮移転、その他新庁舎に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、免震部建築施工管理技術者講習受講料及び同講習受講に係る旅費である。概算払による支払いは、免震部建築施工管理技術者講習受講に係る旅費のうち、ホテルパック料金以外のものである。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市新庁舎建設工事磁気探査業務委託(2,379万7,200円)、那覇市新庁舎建設工事現場管理業務委託(46万2,000円)である。

#### (2) 工事及び設計委託の契約について

工事請負契約は、平成22年度分的那覇市新庁舎建設工事(建築・1工区)(8億9,510万4,000円)、那覇市新庁舎建設工事(建築・2工区)(7億7,081万7,000円)、那覇市新庁舎建設工事(電気・1工区)(1億1,205万8,000円)、那覇市新庁舎建設工事(機械・1工区)(8,401万2,000円)、那覇市新庁舎建設工事(昇降機・2工区)(4,000万3,000円)等であり、設計委託契約は、平成21年度からの繰越分で那覇市新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託(1億4,232万5,400円)である。

#### (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料その他1件(31万4,592円)、カラーレーザープリンタ賃貸借(5万7,960円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 土地について

土地は、本庁舎(新庁舎建設用地)として7,551.03㎡である。

#### (2) 基金について

那覇市新庁舎建設基金として30億2,010万5,690円である。

#### (3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

### 6 指摘事項等

補助金の歳入調定について(注意事項)

共通の指摘事項を参照(沖縄県市町村磁気探査支援事業補助金)

## 企画財務部

## 企画調整課

## 1 職員の配置状況

企画調整課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、副参事 5 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 2 人、主事 5 人の計 19 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 14 人である。

## 2 主な所掌事務

企画調整課は、総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、特定重要課題への対応及び研究、統計、特に命ぜられた事項、税外収入の総括に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部広域市町村圏事務組合 (769 万 6,000 円)、那覇空港拡張整備促進連盟 (70 万円)、沖縄県水源基金 (78 万 9,000 円)、沖縄県統計協会 (10 万 2,300 円) 等の団体負担金である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、「那覇市ふるさとづくり寄付金」郵便振替手数料、ゆうパック料金後納分支払、ゆうパック箱 (大) の購入代金、軽貨物車のレンタル使用料等である。

概算払による支払いは、那覇市認定地域再生計画の実施に関する説明のための旅費、平成 22 年度地方公共団体情報化職員等表彰式出席他である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民意識調査業務委託 (155 万 4,000 円) である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃貸借料 (27 万 4,680 円)、複写機使用料及び消耗品等の供給に関する契約 (39 万 7,553 円)、FAX 賃借料外 2 件 (15 万 5,420 円)、プリンター賃貸借料 (6 万 3,000 円)、事務用品 (会議用長テーブル他) のレンタル使用料他 6 件 (62 万 6,634 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 基金、その他について

基金は地域振興基金として 1 億 9,925 万円、那覇市施設整備基金として 9,912 万 9,751 円、那覇市ふるさとづくり基金として 553 万 632 円、出資による権利は南部広域市町村圏事務組合 3 億 3,322 万 5,000 円、株券は那覇空港ビルディング株式会社 (1,120 株、取得価額 5,600 万円)、那覇空港貨物ターミナル株式会社 (2,000 株、取得価格 2,000 万円)、著作権は学校校歌作詞・作曲である。

## (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

補助金の歳入調定について(注意事項)

共通の指摘事項を参照(対米請求権地域振興助成事業助成金)

## 財政課

## 1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 5 人の計 11 人である。

## 2 主な所掌事務

財政課は、予算の編成、決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、水道事業会計負担金(306 万 5,000 円)、下水道事業会計(4 億 2,982 万円)の負担金である。

補助金の支出は、那覇市土地開発公社への貸付金等(340 万 6,772 円)の補助金である。

## (2) 概算払の取扱について

概算払による支払いは、九州県庁所在都市財政会議旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、デジタル複合機賃貸借(28 万 1,688 円)、タクシー使用料(5 万 1,030 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 基金について

基金は、財政調整基金(31 億 787 万 1,772 円)、減債基金(23 億 8,141 万 3,118 円)である。

## (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 情報政策課

### 1 職員の配置状況

情報政策課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主事 9 人の計 16 人である。その他、臨時職員 1 人である。

### 2 主な所掌事務

情報政策課は、電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティー、はん用機、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金 (12 万 9,000 円) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設置端末局有線回線費用負担金 (53 万 808 円) 地方自治情報センター年会費 (36 万円) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設置端末局整備費用負担金 (34 万 9,364 円) の負担金である。

#### (2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

概算払いによる支払いは、(財)地方自治情報センター主催「システム運用管理セミナー」(6 万 8,980 円)「業務改善・改革セミナー」(8 万 8,480 円)「プロジェクト管理セミナー」(7 万 9,130 円)「委託管理セミナー」(8 万 480 円)「ネットワーク応用セミナー」(6 万 8,060 円)等の出席旅費である。これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、住記/税/財務会計区分運用維持業務委託(9,201 万 4,908 円) 健康福祉区分運用維持保守業務委託(2,848 万 2,888 円) u-Okinawa プラットフォーム業務委託(現年度運用業務 2,043 万 388 円、繰越分構築業務 3,976 万 1,000 円) 基幹系業務システム再構築事業に係る印刷業務委託(1,453 万 4,102 円) インターネットセキュリティ及び関連サーバ保守(1,142 万 1,900 円)等である。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、基幹系業務システム再構築(住記・税/財務会計区分) サービス利用契約(1 億 3,865 万 5,440 円) システム再構築(健康福祉区分) サービス利用料(5,438 万 6,628 円) 文書管理・庶務管理システムメンテナンスリース(1,683 万 948 円) 平成 18 年度情報政策課配布用パソコ

ン賃借料(2,702万4,480円)、平成18年度新グループウェアシステム賃借料(505万1,088円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、レーザープリンター修理代他5件(17万2,262円)である。これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 株券について

株券は、沖縄ケーブルネットワーク株式会社(200株、取得価格1,000万円)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

業務委託の事務処理について(注意事項)

業務委託において、内容に最も詳しいことを理由に同じ担当者が、発注事務と検査業務を行っている。那覇市契約規則第32条により基本的に検査員と監督員の兼務を禁止しているので分離することが望ましい。また、業務の履行報告にバラツキが見られたことから、今後は業務マニュアル等の整備によりチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。

行政経営課

1 職員の配置状況

行政経営課の職員配置状況は、参事兼課長1人、室長1人、副参事4人、主幹2人、主査1人の計9人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

行政経営課は、都市経営、事務管理及び能率、行政組織及び定員、行財政改革の推進、行財政改革に関する指針等の策定及び総合調整、経営改革アクションプラン、ISO9001、行政評価、経営資源の配分システムの総合調整、地方分権に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡・概算払の取扱いについて

概算払による支払いは、先進都市視察(中核市移行準備調査)普通旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ISO9001 内部監査員研修業務委託(10万5,000円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機使用料及び消耗品の供給に関する契約 (12 万 9,040 円)、タクシー使用料 (20 万 9,580 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 税制課

### 1 職員の配置状況

税制課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主査 2 人、主任主事 5 人、主事 4 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

### 2 主な所掌事務

税制課は、税務の総合調整及び企画、軽自動車税・市たばこ税・鉱産税及び入湯税の賦課、所得証明・資産証明・納税証明等、原動機付自転車等の標識交付、固定資産評価審査委員会に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇地区税務協議会団体負担金 (3 万 1,428 円)、那覇市租税教育推進協議会団体負担金 (1 万 2,500 円)、沖縄県都市税務協議会出席者負担金 (9,000 円) 等である。

#### (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、軽自動車税納税通知書発送料、那覇地区税務協議会分担金、那覇市租税教育推進協議会団体負担金等である。

概算払による支出は、九州都市税務職員研修会、都市税制調査委員会幹事会、地方公共団体税務職員総務大臣表彰式等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、軽自動車税課税データ調査 (234 万円)、証明書自動交付機及び証明書簡易申請システム保守 (109 万 9,998 円) である。

#### (2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃借料 (27 万 455 円)、タクシー使用料その他 2 件 (5 万 7,313 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 市民税課

## 1 職員の配置状況

市民税課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、専門主幹 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 16 人、主事 7 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 7 人である。

## 2 主な所掌事務

市民税課は、個人の市県民税及び法人等の市民税並びに事業所税の賦課、扶養証明等に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、地方電子化協議会関係負担金（470 万 7,000 円）、事業所税都市連絡協議会負担金（6,000 円）、九州地域事業所税都市連絡協議会負担金（2,000 円）である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、普通徴収当初税額通知書等発送料、特別徴収当初税額通知書等発送料等である。

概算払による支出は、九州地域事業所税都市連絡協議会研究会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、平成 22 年度課税分パンチ委託業務（24 万 5,057 円）である。

## (2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、業務用軽自動車賃借料（23 万 3,100 円）、タクシー使用料（9 万 5,360 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。



## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 資産税課

## 1 職員の配置状況

資産税課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、専門主幹 1 人、主幹 4 人、専門主査 1 人、主査 4 人、主任主事 12 人、主事 10 人の計 34 人である。派遣職員として、県土地対策課派遣 2 人(主任主事)である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 3 人である。

## 2 主な所掌事務

資産税課は、固定資産税及び特別土地保有税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等、地籍調査に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、財団法人資産評価システム研究センター(12 万円)、沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議(6 万円)、社団法人全国国土調査協会(2 万円)の団体負担金、固定資産税事務地方研修会出席者負担金(1 万 3,500 円)等である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、固定資産税過誤納金の返還、全国国土調査協会会費、九州ブロック国土調査推進協議会会費等である。

概算払による支出は、納税通知書の発送郵便料金、NOMA 研修旅費、NOMA 研修講座受講料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、路線価付設業務(2,193 万 5,000 円)、平成 24 年度評価替にかかる標準宅地鑑定評価業務(2,515 万 1,700 円)平成 23 年度標準地時点修正鑑定評価業務(551 万 7,540 円)等である。

## (2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、軽自動車賃借料(2 件、47 万 1,240 円)、タクシー使用料(12 万 2,190 円)である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料は、窓口用プリンター修繕料他 3 件(12 万 5,250 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係

書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 納税課

### 1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、専門主幹 4 人、主幹 2 人、主査 9 人、主任主事 14 人、主事 15 人の計 46 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 8 人である。

### 2 主な所掌事務

納税課は、市税の徴収、納税証明等に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金の徴収について

未収金は、市税の現年度分が 127 億 8,018 万 633 円(個人市民税が 36 億 9,374 万 8,406 円、法人市民税 10 億 1,431 万 4,500 円、固定資産税が 79 億 8,114 万 188 円、軽自動車税が 3,258 万 9,400 円、市たばこ税が 1,572 万 3,839 円、事業所税 4,266 万 4,300 円)、滞納繰越分が 27 億 6,676 万 5,128 円(個人市民税が 9 億 9,817 万 1,897 円、法人市民税が 4,947 万 9,270 円、固定資産税が 16 億 6,080 万 9,571 円、軽自動車税が 3,883 万 1,690 円、事業所税が 1,947 万 2,700 円)となっており、市税全体で 155 億 4,694 万 5,761 円である。

#### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部地区個人住民税徴収対策協議会の団体負担金(1,746 円)、東京税務セミナー受講料(5 万円)、NOMA 行政管理講座受講料(3 万 450 円)等である。

#### (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、市税過誤納還付金、後納郵便料金、ゆうちょ銀行振替手数料等である。

概算払による支出は、県外出張徴収旅費、東京税務セミナー受講旅費、NOMA 研修講座受講旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、納付催告センター運營業務(1,779 万 8,256 円)、市税コンビニエンスストア収納代行委託(323 万 7,645 円)、非OCR 納付書書き換業務(154 万 728 円)等である。

### (2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、自動電話催告システム賃借料(526 万 1,760 円)、軽自動車賃借料(2 件、75 万 4,900 円)、複写機賃借料(3 万 700 円)である。これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

---

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

## 健康福祉部

## 福祉政策課

## 1 職員の配置状況

福祉政策課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 2 人、主任主事 1 人、主事 2 人の計 8 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 8 人である。

## 2 主な所掌事務

福祉政策課は、福祉事業の総合計画及び総合調整、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、被災者支援、援護事務、総合福祉センター、ホームレス対策、日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局、住宅手当緊急特別措置事業、生活保護法に基づく不服審査請求事務に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、石嶺地域福祉祭り運営費の団体負担金(4万5,000円)、社会福祉実習指導者講習会の出席負担金(1万円)、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会の出席負担金(4,000円)である。

補助金の支出は、那覇市社会福祉協議会運営費及び事業費(5,685万2,252円)、那覇市民生委員児童委員連合会運営費(1,643万1,000円)、沖縄県更生保護会運営補助金(32万3,242円)、那覇保護区保護司会補助金(189万2,664円)、沖縄県原爆被爆者協議会運営補助金(9万8,649円)、那覇市地域福祉基金助成事業(170万1,800円)、那覇市連合遺族会運営補助金(31万9,000円)等である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇市健康福祉医療審議会委員報酬、健康福祉部所管施設指定管理者選定部会委員報酬、福祉のまちづくり部会委員報酬、健康福祉部専門研修講師報奨金、住宅手当緊急特別措置事業扶助費等である。

概算払による支払いは、那覇市社会福祉協議会補助金、那覇市民生委員児童委員連合会補助金、那覇保護区保護司会補助金、地域福祉基金事業補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理運営費(3,759万9,000円)、住宅手当緊急特別措置事業就労支援等業務委託(1,976万876円)、ふるさと雇用再生特別事業「ホームレス等就労自立促進事業(3,699万3,820円)等である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、緊急一時宿泊事業に伴う民宿借上料(339万1,530円)、タクシー使用料(13万4,070円)等である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車クーラー修繕等(2件14万340円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 土地、建物について

土地は、那覇市総合福祉センター3,993.03 m<sup>2</sup>、授産所そてつ 578.94 m<sup>2</sup>である。

建物は、那覇市総合福祉センター5,309.45 m<sup>2</sup>、真和志庁舎 108.68 m<sup>2</sup>である。

## (2) 基金について

那覇市地域福祉基金として預金 6,170 万 9,640 円、債券 8 億円(購入額 7 億 9,478 万円)である。

## (3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

## (1) 補助金の歳入調定について(注意事項)

共通の指摘事項を参照(沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金)

## (2) 団体負担金の支出について(注意事項)

石嶺地域福祉まつり実行委員会に対し、運営金の一部を負担金(4万5,000円)交付しているが、交付団体の運営状況について平成 21 年度決算書で確認した結果、収入(191万2,625円)に占める支出(107万1,703円)の割合(収支比率 56.0%)が低く、収支差額(84万922円)は剰余金として翌年度へ繰り越している。負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で検証し、負担金見直し等を行われたい。

## (3) 民生委員・児童委員の確保について(要望事項)

本市における民生委員・児童委員は、平成 22 年 11 月 30 日現在の定数 459 人に対し現員 402 人で 57 人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って安心して暮らしやすい地域社会をつくるために、地域住民の実態や福祉需要を適切に把握する社会調査、生活相談、社会福祉の制度や福祉サービスの情報提供等の活動を行うなど福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し関心を高め、今後も民生委員児童委員連合会や自治会等と連携し、民生委員推薦準備会の活性化を図るなど、十分な委員の確保に努められたい。

## 障がい福祉課

## 1 職員の配置状況

障がい福祉課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 3 人、主事 10 人、主査保健師 1 人、主任保健師 1 人、保健師 1 人、主

任理学療法士 1 人、社会福祉士 5 人の計 31 人である。その他、非常勤職員 18 人、臨時職員 4 人である。

## 2 主な所掌事務

障がい福祉課においては、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者計画、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）、特別障害者手当・経過的福祉手当及び障害児福祉手当、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、難病患者等居宅生活支援、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

### (1) 未収金について

未収金は、高額療養費返還金（1,449 万 2,744 円）、身体障害者居宅介護支援費返還金（188 万 760 円）、家族療養費返還金滞納分（46 万 6,240 円）等である。

### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金（13 万 950 円）である。

補助金の支出の主なものは、那覇市身体障害者福祉協会運営補助金（138 万円）、那覇市手をつなぐ育成会運営補助金（71 万 5,000 円）、地域活動支援センター 型販路拡大支援事業（60 万円）、沖縄県身体障害者福祉協会運営補助金（41 万円）、沖縄県手をつなぐ育成会運営補助金（32 万 3,000 円）等である。

### (3) 資金前途・概算払の取扱について

資金前途による支払いは、那覇市保健福祉医療審議会障がい者部会委員報酬及び費用弁償、障害程度区分認定調査員費用弁償、後期高齢者医療高額療養費代理受領償還金（重心医療費助成）、重度心身障がい者医療費等助成金、特別障害者手当等給付、障がい者に対する自動車運転免許取得費助成等である。

概算払による支払いは、障がい者向けのパソコン教室委託料、発達障がい生活支援事業業務委託料、那覇市地域活動支援センター 型販路拡大支援補助金、那覇市身体障害者福祉協会運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市障がい者相談支援事業（2,799 万 6,000 円）、精神障害者地域生活支援センター事業（2,143 万 1,000 円）、那覇市障害者福祉センター管理運営（4,154 万円）、地域活動支援センター 型事業（6,620 万 8,000 円）、リフト付バス運行事業（1,101 万 3,450 円）等である。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パソコンリース料（100 万 1,700 円）、社会福祉法人「蒼生の会」入居建物に係る土地賃借料（118 万 9,000 円）、パソコン機器リース（53 万 4,870 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### (1) 土地、建物について

土地は障害者福祉センター2,803.11 m<sup>2</sup>、建物は障害者福祉センター595.97 m<sup>2</sup>、那覇市障がい者就労支援センター195.40 m<sup>2</sup>である。

### (2) 物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## チャーがんじゅう課

### 1 職員の配置状況

チャーがんじゅう課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹5人、主査12人、主任主事6人、主事15人、主任保健師2人の計42人である。その他、非常勤職員101人、臨時職員11人、認定調査委託職員6人である。

### 2 主な所掌事務

チャーがんじゅう課は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、高齢者福祉対策、老人福祉施設、介護保険事業の企画及び普及、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、安謝複合施設、地域包括支援センター、シルバー人材センターに関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金について

未収金は、介護保険料の現年分普通徴収保険料(現年度分2億1,233万3,611円、滞納繰越分2億1,306万6,715円)、老人福祉施設入所者自己負担金(現年度分74万7,700円、滞納繰越分19万4,490円)等である。

#### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、介護サービス等諸費(88億541万6,755円)、介護予防サービス等諸費(7億3,491万6,968円)、介護広報共同事業(646万3,000円)等である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター運営補助金(1,128万9,000円)、那覇市老人クラブ連合会運営補助金(321万3,000円)、高齢者公共交通割引制度(172万4,600円)、那覇市単位老人クラブ補助金(117万8,000円)等である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、那覇市保健福祉医療審議会高齢者部会委員報酬及び費用弁償、主治医意見書作成料、後納郵便料等である。

概算払による支払いは、老人福祉施設入所措置費、要介護認定調査事業委託

料、地域ふれあいデイサービス事業委託料、那覇市シルバー人材センター運営費補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市老人福祉センター等の管理運営委託(5,542万4,000円) 介護予防事業業務委託(12件4,040万円1,300円) 地域相談センター業務委託(12件4,800万円) 地域ふれあいデイサービス事業(3,918万5,000円) 予防プラン作成委託(2,313万2,000円) 食の自立支援事業(5件2,061万9,840円) 等である。

##### (2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、識名老人福祉センター下水道設置工事(424万2,000円) である。

##### (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、包括支援センター支援システム等の賃貸借(310万2,120円) 包括支援センター支援システム関連機器等の賃貸借(262万5,840円) 包括支援センターグループウエア賃貸借(142万2,540円) 複写機賃貸借(131万7,853円) 等である。

##### (4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両修繕その外7件(53万7,045円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 土地、建物について

土地は、末吉老人福祉センター(5筆3,346.20㎡) 識名老人福祉センター(3,698.00㎡) 小禄老人福祉センター(4筆3,373.08㎡) 壺川老人福祉センター(2,587.46㎡) である。

建物は、末吉老人福祉センター(931.98㎡) 識名老人福祉センター及び陶芸室(2棟811.98㎡) 小禄老人福祉センター及び陶芸室(2棟814.46㎡) 壺川老人福祉センター(1,091.31㎡) 辻老人憩の家(480.00㎡) 安謝老人憩の家(411.94㎡) 安謝特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター(2棟5,219.98㎡) シルバーワークプラザ(397.49㎡) である。

##### (2) 基金について

介護給付費等準備基金として7億1,789万1,635円、介護保険高額介護サービス資金貸付基金として2,000万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金9,166万7,489円である。

##### (3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 指摘事項等

該当事項はありません。



## 保護管理課・保護第一課・保護第二課

## 1 職員の配置状況

保護管理課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 3 人、主事 5 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 34 人、臨時職員 3 人である。

保護第一課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 5 人、主事 24 の計 37 人である。その他、非常勤職員 9 人、臨時職員 4 人である。

保護第二課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 6 人、主任主事 7 人、主事 18 人の計 35 人である。その他、非常勤職員 13 人、臨時職員 2 人である。

## 2 主な所掌事務

保護管理課は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、生活保護に係る総合調整、生活保護に係る運営方針及び事業計画、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）、福祉相談、女性相談、生活保護に係る医療事務及び介護事務に関する事務を所掌している。

保護第一課は、生活保護に係る運営方針及び事業計画、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事務を所掌している。

保護第二課は、生活保護に係る運営方針及び事業計画、就労支援及び就労指導に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金について

未収金は、生活保護費返還金徴収金（3 億 3,947 万 9,880 円）である。

## (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国婦人相談員連絡協議会（6,000 円）である。

## (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、生活保護費（口座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い）、社会保障統計調査の調査世帯手当、各月の連絡事務等後納郵便等である。

概算払いによる支払いは、生活保護ケースワーカー全国研修会、生活保護就労支援員全国研修会、全国福祉事務所長会議、先進地保護行政視察研修、生活保護研究部会等への出席旅費、医療扶助費、生活保護施設措置費（救護園）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、生活保護費変更通知書印刷データ出力（その外 7 件）（74 万 6,538 円）である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、保護課パソコン等賃借料 60 台分（107 万 5,214 円）、26 台分（91 万 8,540 円）、システムサーバー等賃借料その外 5 件（84 万

3,200 円) コピー使用料 (32 万 8,171 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車検整備その他外 23 件 (45 万 1,139 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね適正に管理されているものと認められた。

6 指摘事項等について

(1) 補助金の歳入調定について (注意事項)

共通の指摘事項を参照 (沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (福祉関係) 生活保護適正実施推進事業補助金)

(2) 生活保護費の不正受給について (要望事項)

長引く景気の低迷により、生活保護の扶助件数が年々増加の傾向にある。こうした生活保護の受給世帯・人員数の増加に伴い、不正受給が増加する傾向にある。平成 22 年 11 月 30 日現在、不正受給件数 106 件、不正受給額約 5,300 万円となっている。生活保護費の増加が今後も予想される中、不正受給が増えると生活保護制度の根幹を揺るがす要因となることから、実態調査等を十分に行うなど、不正受給に対するより適切な対応が必要とされる。引き続き生活保護の適正化や自立支援を図るとともに、不正受給防止対策の強化に努められたい。

(3) 未収金の徴収について (要望事項)

生活保護費返還徴収金の未収金は、平成 22 年 11 月 30 日現在、3 億 3,947 万 9,880 円である。分納納付相談による返済や別途送金制度等の活用による徴収方法を導入し、徴収率向上に一定の成果を上げているが、依然として保護費返還金は多額であることから、今後もなお一層未収金の徴収に努められたい。

(健康保険局)

健康推進課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は課長 1 人、副参事 2 人、主幹 1 人、主査 8 人、主任主事 4 人、主事 3 人、主任保健師 9 人、保健師 7 人の計 35 人である。その他、非常勤職員 8 人、臨時職員 11 人である。

2 主な所掌事務

健康推進課は、献血、臓器移植・エイズ・麻薬等、保健団体の育成及び地域保健、保健センター、救急医療の補助金、医療に係る連絡・調整、地方独立行政法人那覇市立病院、古波蔵ふれあい館、予防接種、がん検診、健康づくり、母子保健に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、病院事業運営費負担金(7億6,059万1,000円)、沖縄県市町村保健師業務研究会負担金(4,000円)の出席負担金である。

補助金の支出は、救急診療補助金(2件2,082万1,000円)、保健団体事業運営補助金(5件335万7,000円)等である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、がん検診等受診券郵送料、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会委員報酬等である。

概算払による支払いは、那覇市保健事業運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、胃がん検診等(1億4,986万2,322円)、MR・麻しん・風しん・DPT・DT・日脳・結核・インフルエンザ予防接種個別委託(1億2,756万7,483円)、妊婦健康診査(1億8,064万2,706円)等である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料(48万円)、那覇市北保健センター用地及び駐車場賃借料(45万円)等である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、保健センター保高圧受電設備(7件23万1,118円)、保健センター冷房機修繕(2万1,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 土地、建物について

土地は、那覇市保健センター6,007.26㎡である。建物は、那覇市保健センター2,005.48㎡、那覇市古波蔵ふれあい館762.50㎡、那覇市北保健センター280.00㎡である。

## (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

過年度支出について(注意事項)

健康増進事業(胃がん検診等)については、医療機関からの請求漏れ(遅れ)等により、平成21年度に実施した検診を平成22年度予算から支出している。

過年度支出は会計年度独立の原則の例外規定であり、同事業において多数(66件、3,246万9,673円)の過年度支出が見受けられ不適切な事務処理である。

「がん検診及び結核検診実施要領」、「がん検診及び結核検診業務委託契約書」を遵守し、医療機関と連携を強化することにより、請求漏れ(遅れ)等が生じないよう適切な事務処理に努められたい。

## 国保長寿医療課

## 1 職員の配置状況

国保長寿医療課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 12 人、主任主事 12 人、主事 28 人の計 58 人である。その他、非常勤職員 61 人、臨時職員 18 人である。

## 2 主な所掌事務

国保長寿医療課は、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収、後期高齢者医療制度、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 7 条の規定による改正前の老人保健法の医療に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金について

未収金は、一般被保険者国民健康保険税(医療給付費分)46 億 7,825 万 9,764 円(現年度分 25 億 62 万 1,148 円、滞納繰越分 21 億 7,763 万 8,616 円) 一般被保険者国民健康保険税(介護納付金分) 4 億 5,994 万 600 円(現年度分 2 億 5,014 万 4,905 円、滞納繰越分 2 億 979 万 5,695 円) 一般被保険者国民健康保険税(後期高齢支援金分) 6 億 592 万 6,759 円(現年度分 4 億 5,973 万 3,741 円、滞納繰越分 1 億 4,619 万 3,018 円) 後期高齢者医療保険料(普通徴収保険料)4 億 6,124 万 6,555 円(現年度分 4 億 1,486 万 5,030 円、滞納繰越分 4,638 万 1,525 円) 後期高齢者医療保険料(特別徴収保険料) 2 億 8,746 万 8,083 円等である。

## (2) 補填金について

補填金については、平成 21 年度国民健康保険事業特別会計(18 億 4,169 万 3,367 円)の不足分を平成 22 年度予算から繰上充用したものである。

## (3) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、一般被保険者療養給付費保険者負担分(115 億 9,377 万 5,304 円) 保険財政共同安定化事業拠出金(32 億 7,562 万 4,786 円) 後期高齢者支援金(24 億 8,312 万 760 円) 一般被保険者高額療養費(18 億 1,531 万 5,691 円) 後期高齢者療養給付費(17 億 5,051 万円) 介護納付金(11 億 1,191 万 9,108 円) 後期高齢者医療広域連合納付金(10 億 4,489 万 3,299 円) 等である。

## (4) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、国民健康保険税還付金、療養給付費の返還還付金、(一般、退職)被保険者療養費、(一般、退職)被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金免除金、後納郵便料等である。

概算払による支払いは、九州都市国保研究協議会旅費、全国市町村国保主管課長研究協議会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算委託業務(2,471万4,878円)、街頭広報宣伝業務(199万8,000円)、被保険者証(カード)作成(573万3,000円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パソコン賃借料(2件91万914円)、複写機賃借料及び使用料(2件30万1,275円)、高速プリンター賃借料(18万5,220円)、業務用軽自動車賃借料(20万4,120円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高速レーザープリンター修理(2件12万1,968円)である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

那覇市国民健康保険基金として1,414円である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

滞納繰越分の未収金について(注意事項)

未収金対策としては、資格取得の届出遅延者に係る適用、保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員(非常勤)及び滞納整理班の設置、国民健康保険税被保険者への広報・啓発等を行っている。

しかし、平成22年11月30日現在の国民健康保険税(一般・退職被保険者)の滞納繰越分の収入未済額は24億4,456万6,338円あることから縮減に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況(平成22年11月30日現在) 単位:円、%

科 目		調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
一般被保険者国民健康保険税		2,498,239,181	110,804,870	2,387,434,311	4.4
内 訳	医療給付費分	2,279,115,101	101,476,485	2,177,638,616	4.5
	介護納付金分	219,124,080	9,328,385	209,795,695	4.3
退職被保険者国民健康保険税		61,204,318	4,072,291	57,132,027	6.7
内 訳	医療給付費分	54,961,136	3,557,985	51,403,151	6.5
	介護納付金分	6,243,182	514,306	5,728,876	8.2
合 計 額		2,559,443,499	114,877,161	2,444,566,338	4.5

特定健診課

1 職員の配置状況

特定健診課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主査2人、

主任主事 1 人、主事 1 人、主任保健師 1 人、保健師 1 人、栄養士 1 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 10 人、臨時職員 2 人である。

## 2 主な所掌事務

特定健診課においては、特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険の保健事業、特定健康診査の広報啓発に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

### (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、がん検診等にかかる保健事業(2,319万1,400円)、特定健康診査等事業費(1,191万9,000円)である。

### (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、特定健診受診券発送(333万9,105円)、市長からの手紙発送(153万6,645円)等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

業務委託の契約は、特定健康診査委託(5,644万7,530円)、健康診査委託(251万730円)、電話案内業務委託(182万3,850円)、那覇市特定保健指導業務委託(137万2,250円)等である。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料(38万9,727円)である。

### (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、全自動血圧計の修繕(3件8万4,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

### 特定健康診査事業について(要望事項)

特定健康診査事業等については、40歳~74歳の国民健康保険加入者を対象に、今年度においては受診率目標値を40%に設定し、同事業を実施している。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、電話による受診奨励等の広報・啓発、受診しやすい体制づくりとして検診料金の無料化、経済的インセンティブ(旅行券の進呈等)を行っている。

しかし、平成22年11月30日現在の受診率は21.3%であり、今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

## こどもみらい部

## こども政策課

## 1 職員の配置状況

こども政策課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹3人、主査3人、主任主事2人、主事3人、充て指導主事1人の計14人である。その他、非常勤職員2人、臨時職員1人である。

## 2 主な所掌事務

こども政策課においては、こどもみらい部の総合企画及び総合調整、次世代育成支援行動計画、保育所の設置及び廃止、幼稚園に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金について

未収金は、幼稚園保育料(現年度分・滞納繰越分の合計6,334万1,600円)預かり保育料(幼稚園)(現年度分・滞納繰越分の合計3,369万9,800円)等である。

## (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、防火管理者資格受講者講習会負担金(1万9,000円)補助金の支出は、那覇市安心子ども基金保育所緊急整備事業補助金(4,048万円)である。

## (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、保育料還付金(幼稚園使用料)預かり保育料還付金(幼稚園使用料)学校保健関係非常勤職員報酬、幼稚園定期健診業務委託料(内科・歯科)市立幼稚園の春・秋遠足旅費等である。

概算払による支払いは、沖縄県市部福祉業務連絡協議会先進地視察旅費4名(30万2,640円)である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、幼稚園教育環境充実事業委託(6,784万1,332円)幼稚園健康診断業務(408万557円)幼稚園冷房機及び空調機保守点検業務委託等(191万760円)幼稚園ごみ処理(164万8,303円)等である。

## (2) 工事及び設計業務契約について

工事及び設計業務契約は、古蔵幼稚園園舎建設事業等(2億2,379万9,350円)新都心第二幼稚園(仮称)新築事業 新設改良工事等(1,884万6,070円)(仮称)新都心第二小幼保児童クラブ新築工事等(640万973円)(仮称)新都心第二幼稚園防音事業設計工事委託(105万円)(仮称)新都心保育所防音事業設計工事等(73万5,000円)等である。

## (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は幼稚園複写機及び印刷機リース(330万4,350円)、タクシー使用料(126万2,480円)、複写機使用料(こども政策課分)(5万5,305円)等である。

## (4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、仲井真幼稚園漏水箇所止水修繕外172件(1,178万5,322円)、一輪車修繕外43件(72万6,879円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 基金について

那覇市こどもみらい基金として2億585万5,799円である。

## (2) 建物について

建物は幼稚園舎36棟で面積が23,484㎡である。

## (3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月12日、本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。また、同日午後から36幼稚園中上間幼稚園、真地幼稚園、与儀幼稚園の物品出納及び保管等について突合した。これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

## こどもみらい課

## 1 職員の配置状況

こどもみらい課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹3人、主査3人、主任主事5人、主事5人、主任保健師1人、保育所長17人、主任保育士71人、保育士30人、主任調理員3人、調理員9人、主任栄養士1人、用務員13人の計163人である。その他、非常勤職員55人、臨時職員130人で185人である。

## 2 主な所掌事務

こどもみらい課においては、保育所(ただし、こども政策課所管の保育所の設置及び廃止に関するものを除く)、認可外保育施設の指導に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金について

未収金は、保育所運営費保護者負担金(公立)(現年度分・滞納繰越分の合計2,689万8,780円)、保育所運営費保護者負担金(認可)(現年度分・滞納繰越分の合計6,492万690円)、3歳以上児主食費(公立)(現年度分・滞納繰越分の合計114万9,500円)である。

## (2) 負担金、補助及び交付金について



負担金の支出は、私立保育園運営費負担金 (38 億 4,633 万 9,590 円) 保育所長研修会出席負担金 (5 万 2,000 円) 沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金 (3 万 7,807 円) 沖縄県保育士会負担金 (2 万 4,514 円) 等である。

#### (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、保育料過誤納還付金 (公立保育所・認可保育所) 認可外保育施設の賠償責任保険料、沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金、沖縄県保育士会負担金、幼稚園保育所合同研修会講師謝礼金等である。

概算払による支払いは、保育所入所業務先進視察旅費、南部地区保育所給食研修会参加旅費、保育所賠償保険料 (公立) 保育所賠償責任扶助費 (認可園) 等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市安謝保育所管理運営委託 (指定管理者 8,416 万 1,570 円) 認可外保育施設児童及び職員諸検査業務 (382 万 5,686 円) 認可外保育施設児童内科健診業務 (437 万 2,000 円) 認可外保育施設への専門講師派遣事業 (354 万 7,950 円) 認可外保育施設児童歯科健診業務 (353 万 3,600 円) 市立保育所児童内科検診等 (321 万 2,272 円) 等である。

#### (2) 工事及び設計業務の契約について

工事及び設計業務契約は、宇栄原保育所建設工事業務委託 (1,953 万円) 等があるが平成 22 年 11 月 30 日現在で未執行である。

#### (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機保守契約 (課分、泊保育所外 11 ヶ所分支出済額 113 万 5,411 円) 保育業務システムリース料 (120 万 7,395 円) 業務用軽自動車賃貸借契約 (21 万 420 円) タクシー使用料 (28 万 7,520 円) 等である。

#### (4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、与儀保育所・アルミサッシ戸車修繕外 85 件 (554 万 982 円)、めおと橋保育所・放送用アンブ取替え修繕外 5 件 (12 万 130 円) 給食運搬車両修繕その外 21 件 (77 万 9,424 円) である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 土地・建物について

土地は行政財産 6,371.28 m<sup>2</sup>、普通財産 5,607.23 m<sup>2</sup> (貸付期間 20 年。内訳：小禄保育所 1,273.35 m<sup>2</sup>、与儀南保育所 582.46 m<sup>2</sup>、松山保育所 408.49 m<sup>2</sup>、城北保育所 2,571.00 m<sup>2</sup>、大名保育所 1,485.33 m<sup>2</sup>) である。

建物は 7,069.36 m<sup>2</sup> である。

#### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 11 日、本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。また、同日午後から 11 保育所中、久場川保育所、若狭浦保育所、鏡原保育所の物品出納及び保管等について同様に突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

## 6 指摘事項等

### (1) 歳出予算の計上について(注意事項)

保育料徴収代行業務委託は予算現額 450 万円に対し執行済額が 48 万 1,436 円と執行率が著しく低くなっている。予算計上に際しては、前年度の執行額等を基に、必要経費を的確に見積り、予算計上を行われたい。

### (2) 機械警備業務委託について(注意事項)

公立保育所における機械警備業務委託(12ヶ所)については、初年度は競争入札を行っているものの、以降は当該落札業者と随意契約を行っている。契約業務は競争入札が原則であり、競争入札による長期契約を行い経費節減に努められたい。

## 子育て応援課

### 1 職員の配置状況

子育て応援課の職員の配置状況は、課長1人、室長1人、担当副参事1人、主幹3人、主査11人、主任主事7人、主事11人、児童館長6人、主任言語聴覚士1人、主任保育士2人、保育士2人の計46人である。その他、非常勤職員50人、臨時職員23人である。

### 2 主な所掌事務

子育て応援課においては、保育所以外の児童福祉施設、[児童扶養手当法](#)、特別児童扶養手当法、こども手当法及び[児童手当法](#)、児童虐待の防止、療育センター、[障害者自立支援法](#)のうち障害児デイサービス、乳幼児・母子及び父子医療、[母子及び寡婦福祉法](#)、母子福祉センター、助産施設の入所、母子生活支援施設(さくら)身元保証人確保事業に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金について

未収金は、児童扶養手当返還金(現年度分及び滞納繰越分の合計1,352万7,580円)、児童手当返還金(現年度分・滞納繰越分の合計124万円)、児童デイサービス利用者負担分(現年度分・滞納繰越分の合計12万5,351円)、母子及び父子家庭等医療費助成金返還金(現年度分・滞納繰越分の合計9万5,230円)、児童保護(助産)措置費自己負担金(滞納繰越分6万2,200円)である。

#### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金は、平成22年度児童館連絡協議会負担金(5万2,000円)、沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金(1万1,000円)、九州地区家庭相談員連絡協議会負担金(5,000円)、九州地区母子自立支援員連絡協議会総会出席負担金(1,000円)等である。

補助金は、児童クラブへの運営補助金(1億6,825万500円)、児童館母親クラブ活動助成金(176万円)、那覇市母子寡婦福祉会運営補助金(97万9,000円)、母子家庭等職業自立支援事業(14万円)、発明クラブへの補助(5万円)である。

#### (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、扶助費（児童手当）扶助費（児童扶養手当）母子及び父子家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業等である。

概算払による支払いは、平成 22 年度地域組織活動育成事業、児童クラブ運営補助金、那覇市母子寡婦福祉会への運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、母子生活支援施設事業（4,644 万 9,000 円）児童館管理運営費（4 児童館指定管理者の合計 3,645 万 4,000 円）こども手当創出に伴う開発委託料（1,785 万円）乳幼児健康支援一時預かり事業（3 受託者合計 1,395 万円）つどいの広場事業委託（576 万 5,000 円）ファミリーサポートセンター事業委託（654 万 2,000 円）障害児タイムケア事業（411 万 3,000 円）等である。

##### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（95 万 4,400 円）こども手当事務用パソコン賃借料（56 万 7,000 円）つどいの広場賃借料（78 万円）複写機賃借料（50 万円）等である。

##### (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、安謝児童クラブ落下物防護柵設置工事（126 万円）病児・病後児保育実施施設の手洗い場等修繕（30 万円）大名児童館明り取り窓漏水止水補修工事（13 万 7,970 円）等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 土地・建物について

土地は 7,925.76 m<sup>2</sup>（児童館 4,514.61 m<sup>2</sup>、障がい児施設 1,371.49 m<sup>2</sup>、母子生活支援施設 2,039.66 m<sup>2</sup>）である。

建物は 7,014.45 m<sup>2</sup>（児童館 4,211.07 m<sup>2</sup>、母子生活支援施設 1,803.10 m<sup>2</sup>、石嶺記念児童遊園 19.03 m<sup>2</sup>、障がい児施設 685.27 m<sup>2</sup>）等である。

##### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 13 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した。また、同日午後から療育センターの物品出納及び保管等について突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、一部に旧備品コードから新備品コードに変更漏れがあるものの、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 指摘事項等

補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（児童保護（助産）措置費、児童厚生施設等整備補助金）

## 選挙管理委員会

## 選挙管理委員会事務局

## 1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、局長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 8 人である。その他、臨時職員 2 人である。

## 2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局においては、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、投票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、裁判員及び検察審査員候補者予定者選定、最高裁判所裁判官国民審査等の事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国市区選挙管理委員会連合会 (7 万 2,200 円)、九州都市選挙管理委員会連合会 (8,000 円)、沖縄県都市選挙管理委員会連合会 (7 万 8,600 円)、その他研修会等への出席負担金である。

## (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、選挙の投票立会人報酬、開票管理者・開票立会人報酬、期日前投票管理者・投票立会人報酬、選挙事務従事者報償費等である。

概算払による支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会役員会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会総会等への出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、参議院議員通常選挙公報配布業務委託 (337 万 9,496 円)、同選挙ポスター掲示場設置業務委託 (258 万 5,000 円)、同選挙駐車場整理業務委託 (129 万 560 円)、県知事選挙ポスター掲示場設置業務委託 (237 万 3,000 円)、同選挙公報配布業務委託 (197 万 8,972 円)、同選挙期日前・不在者投票システム支援業務委託 (143 万 8,500 円) 等である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、参議院議員通常選挙洋上投票システム機器賃借料 (245 万 8,995 円)、同選挙レンタル車賃借料その他 14 件 (103 万 8,217 円)、県知事選挙レンタル車賃借料その他 9 件 (79 万 3,048 円) 等である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、参議院議員通常選挙用紙交付機・計数機・投票箱点検修理 (3 万 975 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 13 日備品台帳、その他関係書類を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

那 監 公 表 第 6 号

平成 23 年 3 月 15 日

那覇市監査委員 慶 利光

同 宮里 善博

同 大浜 安史

同 仲松 寛

平成 22 年度定期監査(工事監査)の結果に対する措置について(公表)

平成 22 年度定期監査(工事監査)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 22 年度定期監査(工事監査)の結果に伴う措置状況について

古蔵小学校校舎改築工事(校舎・建築)

1 設計図書について

VOC測定については、竣工前の平成 23 年 1 月に予定している。1 月の平均気温が 19 程度であるので、25 であれば測定値がどの程度となるか、温度や湿度を考慮して換算した値で合否判断することが必要である。

上記事項に関する措置

温度 25 湿度 50%を基準として補正を行い、無事基準値以下の測定結果となりました。

2 品質管理(コンクリート工事)について

3つのプラントからのコンクリートが使用されているが完成後、どの部分に、どのプラントの、どのような調合のコンクリートが使われたか追跡できるように記録を整理して、メンテナンスを担当する部署に引継いでおかれるよう監督職員

にアドバイスした。

上記事項に関する措置

どの部分にどのプラントのコンクリートを使用したか分かるように書類を作成し、レディーミクストコンクリートの配合計画書と合わせて保管しています。

3 品質管理（防水工事）について

屋上防水層からの漏水は一般的に平坦な部分から発生する事は稀で、ルーフトレーンと防水層との接着部から漏る例が多い。従って水張り試験として屋上全面を水没させる必要は無く、ルーフトレーン回りに水を張って漏水の有無を点検すれば十分である。なお、ルーフトレーンからの水漏れを防ぐにはゴム毯や風船をルーフトレーンに詰め込んでおくことでできるとアドバイスした。

上記事項に関する措置

ルーフトレーン回りに水を張り漏水試験を行いました。漏水は確認されませんでした。

4 現場の施工状況について

一部の梁底に、鉄筋スペーサーの下の空隙が見られた。また、梁の角が欠けた箇所、打放しコンクリート壁に現れている空気溜まりなど、僅かながら見られる不具合部分を補修しておかれるよう監督職員にアドバイスした。

上記事項に関する措置

ご指摘内容の不具合がないか建物全体について確認を行い、同程度の不具合部分については全て補修いたしました。

内部階段の金属製手摺は、頭部の握り棒と柱は丸パイプであるが、手摺子は握り棒と平行な 16 mm のステンレス丸棒で計画されている。児童が足を掛けると、手摺を越えて転落する恐れがあるように思われた。関係者で十分に検討しておかれるよう監督職員にアドバイスした。

上記事項に関する措置

安全性に対する説明を学校側へ行いました。

今後学校の設計をする際に、階段手すりについては、児童の足がかりによる転落の危険を十分考慮して設計業務を進めていきます。

(仮称) 那覇市資源化推進センター建設工事

1 施工管理について

施工計画書に記された「施工図作成工程」は、日常的に見るものではないので工程管理用に使うことは出来ないであろう。是非、元請業者を指導し実施工程表に「作図・製作工程」を表示するようアドバイスした。

上記事項に関する措置

元請業者に、実施工程表に「作図・製作工程」を表示するよう指示し、工程

表に記載しました。

## 2 品質管理 (コンクリート工事) について

2ヶ所のプラントからコンクリートが供給されているので、どの部分にどのプラントのコンクリートが打設されたか、保証及びメンテナンスのために記録を残すよう監督職員にアドバイスした。

### 上記事項に関する措置

コンクリートの打設部位がどのコンクリートプラントのものか分かるように資料作成を指示し、打設報告書を基に記録を整理して、図面に色分けした資料を作成しました。

## 3 品質管理 (その他) について

塗料置き場は、シックハウス症候群防止のため、施工中の建物の中に設けないよう監督職員にアドバイスした。

### 上記事項に関する措置

建物の外に、専用の保管庫 (鍵付きコンテナ) を設け、管理しました。

## 4 安全管理の状況について

2階床には、機械を設置するための床開口が多数設けられている。それらの開口には単管パイプで作られた手摺 (2段) が設置されているが、下部に網が張ってある箇所には巾木を省略しているとのことである。落下する物によっては、網を抜けることも想定されるので、対策を検討されたい。

### 上記事項に関する措置

安全のため、落下防止網が張ってある床開口にも巾木を設置しました。

2階階段室の階段の回りの開口には単管パイプと共に、スタンションにロープを張って手摺代わりにしていた。手摺にロープを使うことはできないので、改善するようアドバイスした。

### 上記事項に関する措置

即日、スタンション及びロープから単管パイプ組みに取り替えました。

1階プラットフォームの端部に、鉄筋キャップ等による養生がなされていない車止め用の差し筋 (長さ 150 mm位) がある。バリケード等でむやみに近づかない様にはしているが、重大な災害になる恐れもあることから鉄筋天端に栈木を固縛するなどの養生方法をアドバイスした。

### 上記事項に関する措置

アドバイスのとおり、鉄筋天端に栈木を固縛しました。

那覇市新庁舎建設工事 (建築・1工区)

## 1 設計図書について

特記仕様書は、図面での表現が煩雑になる等、伝達しきれない事項や条件を施業者に伝達する目的で記述するものである。「図示による」という選択肢が頻繁に記されているが、今後は控えることが望ましい。

#### 上記事項に関する措置

特記仕様書については、図面と併せて設計内容を適切かつ効果的に表現できる方法を検討し、今後発注の工事に反映させたいと考えています。

## 2 施工管理について

施工計画書は全ての工種について作成する予定で、総合施工計画書に「施工計画書提出予定表」が添付されているが、綴じ込んでおいたのでは有効に使えない。別途、事務所の見やすい場所に掲示し、進捗状況を常に確認できるようにして使うことが望ましい。

#### 上記事項に関する措置

施工計画書提出予定表については、現場事務所への掲示を行いました。

施工計画書が、当該工事の環境条件や特質を十分に把握した上での計画とは思えない。一例であるが、緊急時の資機材の準備数量は当該工事用としては不十分であり、既に会社にあるデータを用いて固有名詞を入れ替え提出してきたように思われる。監理者及び監督職員による内容のチェックが不足しているように思われる。

#### 上記事項に関する措置

施工計画書については、再度点検を行い、緊急時の資機材の準備数量を見直すなどの対応を行っています。

都心部で行う建設工事は、多くの建物が接近し、工事車両と一般車両及び歩行者が混雑する地域での工事となっている。安全確保については、周辺道路に交通誘導員を配置する等の対策を万全に行い、また、周辺住民への影響については、極力低減する方向で必要な経費等を含め検討されたい。

#### 上記事項に関する措置

工事車両の出入り口や主要交差点には誘導員を配置しています。仮設計画については、幅員に余裕のある歩道について道路管理者より一部占用許可を得るなどして現場ヤードの拡大を図り、工事車両の配置スペースを確保します。周辺住民への影響については、交通規制の方法を見直すなど再検討を行っているところです。

## 3 品質管理（コンクリート工事）について

打設後は、散水により5日間以上コンクリートを湿潤養生し、日射による急激な温度上昇を防ぐよう留意することである。コンクリート打設終了後は、次工程のための墨出し等の作業があるため、散水養生はおろそかになり易いことから対策を研究し実施して頂きたい。



## 上記事項に関する措置

コンクリート打設後の散水養生については、次工程との絡みを十分に検討し、打設日の翌朝、集中的に墨出しを行うとともに、鉄筋等の躯体関係工事の作業前、休憩時間、作業後を見計らい湿潤状況を勘案してこまめに実施する予定です。

## 4 品質管理（防水工事）について

屋根防水層の水張り試験は、大量の水を必要とすることから行わないとのことであるが、一般的な漏水事故がルーフトレーンのツバの部分の接着不良が原因で起きており、毬や風船を詰め込めば、大量の水を用意する必要も無いので試すようアドバイスした。

## 上記事項に関する措置

防水層については、水張り試験の方法を検討したいと考えています。

## 5 品質管理（塗装工事）について

塗料置き場は、シックハウス症候群防止のため、施工中の建物の中に設けないよう監督職員にアドバイスした。

## 上記事項に関する措置

塗料の保管については、化学物質の拡散による影響を勘案し、適切な保管場所を確保したいと考えています。

## 6 現場の施工状況について

山留壁の変位量を監理技術者に質問したところ、約 30 mm の変位が生じているとのことである。予測値と比較して、想定範囲内であるなら、計画段階で想定していた道路上のクラックの処理をする等の対症療法的処置をしておけばよいが、想定以上であるなら、原因を特定して必要な措置を早急に採るべきである。

市道泉崎 7 号線の舗装面に生じている亀裂幅は、約 10 mm ほどであった。砂質土で埋めて、道路面の沈下に発展しないよう処理しておく必要がある。

## 上記事項に関する措置

山留めの変異については、計画の想定内となっています。周辺道路に一部生じたクラックについては、発見後直ちに補修を行うなどの対応を行っています。

## 7 安全管理の状況について

見分していた限りでは、大型の掘削用重機や解体用の圧碎機械の旋回範囲に、作業員は入っていなかった。これからも大型重機と作業員が接近して作業することが続くであろうが、機械に巻き込まれての事故の発生を予防するよう、監督職員は監理技術者に注意喚起しておきたい。

## 上記事項に関する措置

現場においては、慣れに伴う危険防止に対する意識低下がないよう、常に注意喚起を図り、監理技術者及び主任技術者とのおし、各作業員への周知徹底に努めていきます。